

2025年度における 揚水随契の運用状況等について

第17回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2026年1月30日（金）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

2025年度における揚水随意契約の運用状況等について

- 2025年度においては、以下のエリアにおいて、一般送配電事業者から揚水発電機を随意契約で調達を行うことについて提案があり、本会合において承認された。
 - ✓ 中部エリア : 第3回及び第5回制度設計・監視専門会合（2024年11月、2025年1月）
 - ✓ 東北エリア : 第7回制度設計・監視専門会合（2025年3月）
 - ✓ 関西エリア : 第10回制度設計・監視専門会合（2025年6月）
 - ✓ 北海道エリア : 第10回制度設計・監視専門会合（2025年6月）
 - ✓ 東京エリア : 第12回制度設計・監視専門会合（2025年8月）
- 揚水隨契については、コストの透明性を確保する観点から、監視等委員会において厳正な事後監視を行うこととされている。
- 今回、実施主体である各一般送配電事業者より、2025年度の運用結果についてご報告していただく。その上で、2026年度以降の揚水隨契の方向性等について、ご議論いただきたい。

※なお、資源エネルギー庁制度検討作業部会（2025年10月）では、2026年度以降も、調整力コストの抑制のために、市場外での調整力調達手段（余力活用電源・揚水等随意契約）の併用が必要と整理されている。

2026年度以降の需給調整市場における対応

- 第103回制度検討作業部会（2025年5月28日）においては、2026年度以降も必要な範囲で取引安定化の措置を順次講じていくとしている。
- 2024年度に三次②の調達費用が高騰した際は、急ぎの対応で順次募集量削減の施策を講じてコストの抑制を図り、結果的に、発電事業者やTSOに対して、事業計画の見直しや運用変更等、急激な影響が生じた。
- 2026年度に、アンケートで示された懸念が実態化することにより市場環境の大幅な悪化が発生すること（それに伴い様々な措置を直ちに講じることで、TSO及び発電事業者が混乱すること）を防ぐためにも、2026年度の前日取引化以降に講じる策について、現時点で可能な限り検討しておく必要がある。
- そこで、同作業部会で示したとおり、今後の調整力調達コストの抑制のために、市場以外での調整力調達手段（余力活用電源・揚水等随意契約）を併用していくことを前提に、「週間商品の募集量削減」「合理的な上限価格の設定」について検討する。

（注）『2026年度以降』と記載しているものは、あくまでも前日取引化が行われるタイミング以降、の意であり、2026年4月1日からの施策ではないことに留意。電力需給調整力取引所によると、前日取引化に向けたシステム切替を経て、2026年3月13日の市場取引（3月14日受渡分）より前日取引に移行する予定となっている。